

受益者の皆様へ

アムンディ・ジャパン株式会社

信用リスク集中回避のための投資制限に係る対応実施のお知らせ

下記ファンドにおきまして、一般社団法人投資信託協会の定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2（信用リスク集中回避のための投資制限）における一の者に係る株式等エクスポージャーについて、純資産総額に対する比率が、一時的に基準（10%）を超える事案（※）がありましたので、同条の規定にしたがって基準比率以内となるよう調整を行いました。

同協会の定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の2（信用集中リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示）の規定に基づき、ここにお知らせいたします。

（※）信用リスク集中回避のための投資制限の例外規定では、「特化型運用」を定めており、「信用リスク集中回避のための投資制限」の割合（10%）を超えて特定の「支配的な銘柄」に集中投資する場合においても投資信託財産の純資産総額に対する比率が35%を超えることのないように運用を行うこととされています。下記ファンドは、「特化型運用」を行っておりますが、「支配的な銘柄」に該当しない対象発行体等については、「株式等エクスポージャー」の投資信託財産の純資産総額に対する比率の基準値は10%となります。

記

該当ファンド：アムンディ・インドネシア・ファンド（愛称：ガルーダ）

銘柄	銘柄名	投資制限超過日	調整終了日
非支配的銘柄 （上限10%）	テルコム・インドネシア	2026年2月13日	2026年2月16日

以上